

8 保医感防第 3 3 5 号
令和 8 年 7 月 7 日

学 校 設 置 者 殿
施 設 設 置 者 殿

東京都保健医療局
感染症対策調整担当部長
(公印省略)

令和 8 年度結核予防費都費補助事業の実施について（通知）

平素から、都の結核予防対策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 8 年度における結核の定期健康診断に要した費用について、私立学校等結核予防費補助金交付要綱により、補助事業を実施いたしますので、下記のとおり通知します。
なお、申請に当たっては、本通知及び記入上の注意等を御確認ください。

記

1 提出書類

今年度は電子申請ツール jGrants（J グランツ）による申請をお願いいたします。

下記 jGrants のホームページから、「結核予防費都費補助金」と検索いただき、令和 8 年度の該当の申請フォームから御申請ください。

U R L : <https://www.jgrants-portal.go.jp>

※jGrants からの申請にはアカウントが必要です。もしアカウントの取得等が申請締め切りまでに間に合わない場合は郵送による御提出も可能です。

その場合も、来年度以降は電子申請のみとする予定ですので、アカウント取得等の御準備をお願いいたします。

※代表者が変更になった場合、新しい代表者のアカウントで申請いただく必要があります。新しい代表者のアカウントが締め切りまでに作成できない場合は結核担当（03-5320-4483）までご連絡ください。

申請様式および申請方法等の詳細については、下記の東京都保健医療局ホームページを御確認ください。

U R L : <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kekkaku/hojokin.html>

（U R L が開けない場合は、「東京都 結核予防費」で検索ください。）

※様式はホームページから今年度のものをダウンロードしてご使用ください。

2 提出期限



令和8年8月21日（金曜日）

（期限後の提出は一切受理しません）ので、期限は厳守願います。）

※郵送の場合は必着です。

3 書類作成上の注意事項

（1）申請者

ア 申請者は、学校及び施設の設置者です。

イ 同一設置者が、東京都内に数か所の学校又は施設を経営している場合は、取りまとめて申請してください。

ウ 設置者が法人の場合は、法人名と代表者（理事長）名を連記してください。

また、設置者が個人の場合は個人名を記入してください。

エ 設置者以外の者が申請する場合は、委任範囲を明記した委任状を添付してください。

（2）補助対象

ア 補助対象となる健康診断

東京都内に設置する学校又は施設が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）により規定された結核の定期健康診断（エックス線撮影を行わない一般の健康診断は対象となりません。）

※ 健康診断を外部に委託する場合、健診実施機関に対して「結核の定期健康診断」であることを確実に伝達していただくようお願いいたします。

イ 補助対象となる方

補助の対象となる定期の健康診断の回数は、各年度につき1回／人です。

（ア）学校等の場合

大学院、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒で当該年度に入学したもの。

（イ）施設等

当該年度65歳以上の方（健診時64歳の場合、当該年度に65歳になる方は対象）

ウ 補助対象外の場合

（ア）受診者から費用を徴収した場合

（イ）経費の全額を寄附金等で充当した場合

（ウ）入学予定者等に対して、健康診断を前倒しで前年度の3月に実施した場合

（エ）「学校の教職員」又は「施設の職員」に対する健康診断

エ 八王子市内に所在する学校、施設について

八王子市は中核市のため八王子市内に所在する学校、施設に対する補助は八王子市が実施します。詳細は八王子市にお問い合わせください。

（3）申請書等の作成

ア 使用する印鑑

jGrants（J グランツ）からの申請の場合は、印鑑は不要です。

支払までに法人代表者名などに変更がある際には、下記担当まで御連絡ください。

※郵送で申請される場合、交付申請、実績報告、請求及びその他、この補助金の手続に用いる印鑑は全て同一のものを使用してください。法人の場合は印鑑登録されている理事長印を使用し、法人以外についても、印鑑登録されている個人印を使用してく

ださい。

イ 申請書等の保管

記入した申請書類については複写等により保管していただき、提出後の問合せ等に
応じられるように御準備ください（添付書類も含まれます。）。

4 消費税の仕入税額控除の規定について

令和6年度より**消費税法 30 条の規定**から消費税の仕入税額控除の規定を追加していま
す。詳細については、交付確定時に御案内いたしますが、**仕入税額控除の該当の有無に関
わらず、税務署への消費税の確定申告後、報告書を提出いただくことになります。（消費税
の確定申告を行っていない場合でも令和8年度結核予防費都費補助金を交付されたすべての
事業者が申請をする必要があります。）**

5 その他

学校設置者及び施設設置者が健康診断を行ったときは、感染症法第53条の7の規定に
より報告する義務がありますので、速やかに学校及び施設所在地の最寄りの保健所に「結
核健康診断実績報告」により報告してください（この報告は、東京都保健医療局宛てに送
付する必要はありませんので、御注意ください。）。

※今年度の実施の通知から、ホームページ及びメール（前年度申請があった事業者のみ）でお知
らせいたします。（電子化推進のため）

【問合せ先・提出先】

東京都 保健医療局 感染症対策部 防疫課 結核担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階南側

電話番号：03-5320-4483

Mail：kekaku.tokyo.jyushin@section.metro.tokyo.jp